

一般社団法人 日本建築学会選挙規則

昭和26年9月22日 評議員会決議
昭和29年5月20日 評議員会決議
昭和30年5月16日 評議員会決議
昭和33年9月17日 評議員会決議
昭和43年8月15日 評議員会決議
昭和52年3月29日 評議員会決議
昭和56年5月20日 評議員会決議
昭和63年3月23日 評議員会決議
1998年1月12日 評議員会決議
1999年9月29日 評議員会決議
2011年3月18日 評議員会決議
2011年7月25日 評議員会決議
2011年12月12日 評議員会決議
2012年4月1日 評議員会決議
2013年3月22日 評議員会決議
2015年3月25日 評議員会決議
2016年3月22日 評議員会決議

第1章 総 則

第1条 (適用の範囲) 定款第16条に規定する代議員の選挙、日本建築学会一般規則(以下「一般規則」という)第8条(1)に規定する会長・副会長の候補者の選挙、一般規則第8条(2)に規定する支部推薦理事の候補者の選挙、および一般規則第9条に定める監事の候補者の選挙は、定款・一般規則に定めるところによるほか、この規則によって行う。

第2条 (選挙執行者) 前条の選挙中、支部推薦理事の候補者の選挙を除く選挙の執行者は会長とし、支部推薦理事の候補者の選挙にあつては、当該支部長をもって執行者とする

第3条 (選挙の管理) 代議員の選挙、会長・副会長の候補者の選挙および監事の候補者の選挙は選挙管理委員会が、支部推薦理事の候補者の選挙は各支部に置かれた支部選挙管理委員会が、それぞれ管理する。

第4条 (選挙の方法) 代議員の選挙は、正会員の投票によって行う。正会員(個人)はその所属支部地域において、その所属支部地域の選挙候補者に対して1名が1票を行使する。また正会員(法人)は、あらかじめ定められた権利行使者が法人の所属支部地域において個人同様1票の投票権を持つものとする。

2. 会長・副会長および監事の候補者の選挙は、代議員の投票によって行う。
3. 支部推薦理事の候補者の選挙は、正会員の投票によって行う。正会員(個人)はその所属支部地域において、その所属支部地域の選挙候補者に対して1名が1票を行使する。また正会員(法人)は、あらかじめ定められた権利行使者が法人の所属支

部地域において個人同様1票の投票権を持つものとする。

4. 選挙管理委員会は、通常選挙にあつては退任する役員・代議員の任期満了までに、補欠選挙または第7条第2項の規定によって生ずる再選挙にあつては、これを行うべき事由を生じてから3か月以内に選挙が終了するよう選挙期日と選挙方法を定め、これを有権者に通知しなければならない。
5. 前項の選挙管理委員会で定める選挙方法は、次のいずれかまたは両方によるものでなければならない。

- (1) 電子的手段による投票
- (2) 所定の投票用紙の郵送による投票

第5条 (投票の効力) 投票の効力は選挙管理委員会が決定する。この決定に当たっては第2項および第3項の規定に該当しない限りにおいて、投票者の意志が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

2. 次の各号の一に該当する投票は、無効とする。

- (1) 第4条第5項の規定に違反するもの
- (2) 郵送による投票の場合、選挙期日後に到着したもの(開票前に到着したもので選挙期日までの消印のあるものは有効とする)
- (3) 郵送による投票の場合、投票用紙に選出しようとする者の氏名を自ら記載したとは認められないもの
- (4) 何人を記載したかを確認し難いもの
- (5) 電子的手段による投票と郵送による投票の両方を行ったもの

3. 所定の員数を越えて記載したものは、その全部を無効とする。連記投票に記載した氏名のうちの一部が、何人を記載したかを確認し難いときは、その部分のみを無効とする。連記投票に同一の氏名を重複して記載したものは、1個の記載とみな

す。

4. 同一の氏名、氏または名の候補者が2人以上いる場合において、そのいずれかを区別し難い投票は、当該候補者の他の有効投票に按分して、それぞれ加えるものとする。この場合、得票数から1票未満の端数は切り捨てる。
5. 被選挙者が開票前までに定款第16条、第26条および一般規則第5条に定める被選挙者の資格を欠くに至った場合においては、選挙者の投票は有効とするが、得票数は無効とする。

第6条（当選人の決定） 別段の定めのある場合を除いて、有効投票の得票数の多い順位によって当選人を決める。得票数が同一の場合は、選挙管理委員会が抽選でその順位を決める。

2. 選挙管理委員会は、当選人が決定した場合には、これを会長に報告し、会誌に公告しなければならない。また、支部推薦理事候補者の選挙にあっては会長および当該支部長に報告し、会誌に公告しなければならない。

第7条（当選の無効） 当選人が選任されるまでの間に定款第16条、第26条および一般規則第5条に定める被選挙者の資格を欠くに至った場合においては当選は無効とし、代議員にあっては当選人は次点者をもって充て、会長候補者にあっては残りの一次候補者によって再選挙を行い、副会長候補者および監事候補者にあっては、第19条の規定にかかわらず、当選人は次点者をもって充てる。ただし、代議員にあっては所属支部の変更のみによって、副会長候補者にあっては選任に際しての所属機関および所属支部の変更のみによって、その資格を失わない。

2. 有権者は、選挙がこの規則に違反して行われたことを理由に当選人の決定に異議のある場合は、当選人の決定後2か月以内に選挙管理委員会に文書をもって異議の申立をすることができる。この場合に選挙管理委員会は、それが選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあると認めるときは、選挙の全部または一部の無効を決定する。
3. 前項の規定による当選の無効の決定があったときは、前条第2項の規定を準用する。

第8条（記録の保存） 選挙管理委員会は投票の記録を作成し、全投票とともにこれを当該選挙にかかわる役員・代議員の任期間保存しなければならない。

第2章 選挙管理委員会

第9条（委員会の任務） この会の代議員の選挙、会長・副会長の候補者の選挙、監事の候補者の選挙、支部推薦理事候補者の選挙を公正に執行管理するため、本部には選挙管理委員会を、また各支部にはそれぞれ支部選挙管理委員会を置く。

第10条（選挙管理委員会） 選挙管理委員会は、総会で決議された次の委員をもって組織する。

- (1) 会長が理事の中から指名したもの 2名
 - (2) 会長が、退任した直後の代議員の中から指名したもの 3名
 - (3) 会長が前各号の役員・代議員以外の正会員の中から指名したもの 2名
2. 前項第1号の委員の任期は当該理事の任期中とし、前項第2号および第3号の委員の任期は、毎年6月から翌年5月までとする。ただし、補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 3. 選挙管理委員会に委員長1名を置く。
 4. 委員長は、委員の互選による。
 5. 委員長は、選挙管理委員会を代表し、その事務を総理する。
 6. 選挙管理委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
 7. 選挙管理委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
 8. 委員がこの規則による選挙の候補者となったときは、選挙の決定まで委員の資格を停止し、当選決定の場合は委員の資格を失う。ただし、委員が候補者を辞退した場合は、この限りではない。
 9. 前項の場合、会長が委員会の運営上支障ありと認めるときは、停止した委員の数以内の人数を第1項の定めによらないで理事会の議を経て、正会員の中から会長が期間を定めて臨時に委員を委嘱することができる。

第11条（支部選挙管理委員会） 支部選挙管理委員会の組織および運営は、各支部の定めるところによる。

2. 支部の選挙に関する規程の制定および改廃は、理事会の承認を受けなければならない。

第3章 代議員の選挙

第12条（選挙権） 代議員選挙の選挙権は、毎年3月1日現在の当該選挙地区支部に所属の正会員でな

ければ行使することができない。

2. 会費未納により会誌の送付を一時停止されている者は、その期間、代議員選挙の選挙権を一時停止する。

第13条（選挙地区） 代議員選挙地区は次の9地区に分け、定款第3条に定める支部地域による。

- 第1区 北海道支部地域
- 第2区 東北支部地域
- 第3区 関東支部地域
- 第4区 東海支部地域
- 第5区 北陸支部地域
- 第6区 近畿支部地域
- 第7区 中国支部地域
- 第8区 四国支部地域
- 第9区 九州支部地域

第14条（代議員定数） 代議員定数とは、選出する代議員の人数を各選挙地区ごとに定めた数のことであり、定款第16条および別に定める規程にもとづいて理事会が決定する。

2. 前項の代議員定数は、2か年ごとに見直すものとする。
3. 毎年選挙する代議員の選挙数は、第1項の定数の2分の1とする。
4. 第1項の代議員定数が前回の選挙時より減少した場合に、留任代議員の数が第1項の定数の2分の1を超えるときは、その在任中に限り、超過人数を第1項の定数に加えた数の代議員を置くことができるものとする。
5. 第1項の代議員定数が前回の選挙時より増加した場合に、留任代議員の数が第1項の定数の2分の1に満たないときは、その在任中に限り、欠員は補充しないものとする。
6. 代議員の所属支部が、その選出された選挙地区外に変更となった場合でも、選出された選挙地区の定数に含まれるものとする。
7. 定款第16条第6項の規定によって、任期を超えて社員たる地位を失わない代議員がいる間は、その代議員数を第1項の定数に加えた数の代議員を置くことができるものとする。

第15条（候補者） 定款第16条第3項に定める被選挙者の資格を有する者は、代議員の選挙に立候補し、または正会員より推薦されて候補者となることができる。ただし法人会員はあらかじめ定められた権利行使者が法人会員の所属支部地域において立候補し、または推薦されて候補者となることので

きる。

2. 立候補者または推薦者は、候補者を毎年11月30日までに、候補者の所属支部に届けなければならない。
3. 支部長は、支部の定めるところにより、前項の届出のあった候補者を含め、当該選挙地区で選挙すべき代議員の数を超える候補者を定め、これを毎年12月10日までに本部の選挙管理委員会に通知しなければならない。
4. 選挙管理委員会は、候補者の名簿を作成し、これを有権者に送付しなければならない。この場合に、前項の候補者のうち、12月10日現在およびその以後において定款第16条第3項に定める被選挙者の資格を欠く者があるときは、これを候補者の名簿より除くものとする。

第16条（選挙の方法） 代議員選挙は、前条の候補者名簿に記載された者の中から第14条第3項に定める代議員数の4分の1を連記投票によって行う。ただし、端数は、切上げて1名とみなす。

第17条（代議員補欠者） 代議員選挙においては、各選挙地区ごとに次点者のうちから得票順に代議員補欠者を選出しなければならない。

2. 前項の代議員補欠者の数は、当該地区の代議員の定数が10名以内のときは2名、10名をこえるときは3名とする。
3. 代議員補欠者の資格の有効期間は、補欠に選出された2年後に実施される代議員選挙までとし、その間に代議員の欠員を生じたときは、同じ任期の代議員補欠者のうちから得票順によって補充する。ただし、その補充者をもって足りないときは、欠員のままとし、最近の選挙のときに補充する。この補充のための人数は第14条第3項の数に加える。
4. 代議員補欠者の所属支部が、選出された選挙地区外に変更となったときは、その資格を失う。

第4章 会長候補者・副会長候補者および 監事候補者の選挙

第18条（一次候補者の選出） 会長候補者・副会長候補者および監事候補者を選ぶための選挙の一次候補者の選出は、それぞれ定款第26条第1項、ならびに一般規則第5条第1項および第2項に定める被選挙者の資格を有する者につき、全代議員が2名連記投票を行い、その第1順位に記載した者を2票、第2順位に記載した者を1票として計算し

た得票数により5名を選出するものとする。ただし、その最下位に得票数の同一の者があるときは、そのすべてを一次候補者とする。

2. 前項の場合に、投票期日現在において定款第26条第1項および一般規則第5条第1項、第2項に定める被選挙者の資格を欠く者に対する投票は無効とし、それが第1順位であるときは、第2順位のものゝ第1順位とみなす。また1名のみを記載した投票は第1順位とみなす。
3. 一次候補者の選出に関しては、第4条から第8条までの規定を準用する。

第19条（選挙の方法） 会長・副会長候補者または監事候補者の選挙は、前条の規定によって選出された一次候補者について、それぞれ全代議員が単記投票を行い、次の各号によって当選人を定める。

2. 会長候補者および副会長候補者の選挙
 - (1) 全代議員数の2分の1を超える有効投票の得票者を当選人とする。
 - (2) 前項の当選人なき場合は、全代議員数の3分の1以上の有効投票の得票者を当選人とし、当選人2名以上の場合はその全員、また、当選人なき場合は得票2位までの全員を候補者として決選投票を行い、その有効投票の最多数を得た者を当選人とする。
3. 監事候補者の選挙
有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。
4. 一次候補者が事故・辞退でいなくなった場合、または当選人が第7条第1項により当選が無効になった場合は以下による。
 - (1) 会長候補者にあつては一次候補者がいない場合は、第18条および第19条によって再選挙を行う。
 - (2) 副会長候補者および監事候補者にあつては次点者がいない場合は、第18条および第19条によって再選挙を行う。

第5章 支部推薦理事候補者の選挙

第20条（選挙権） 支部推薦理事候補者選挙の選挙権は、当該年3月1日現在の当該支部地域所属の正会員でなければ行使することができない。

2. 会費未納により会誌の送付を一時停止されている者は、その期間、支部推薦理事候補者選挙の選挙権を一時停止する。

第21条（選挙方法） 支部推薦理事候補者の選挙方法は、この規則に定めるもののほか、支部の定めるところによる。

第6章 雑 則

第22条（規則の変更） この規則の変更は総会の議決によって行う。

附 則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. この規則は、2013年3月22日より施行する。
3. この規則は、2015年3月25日より施行する。
4. この規則は、2016年3月22日より施行する。